

子ども・若者育成支援推進点検・評価会議の開催について

平成 23 年 7 月 22 日
子ども・若者育成支援推進本部長決定

1 趣旨

子ども・若者ビジョン(平成 22 年 7 月 23 日子ども・若者育成支援推進本部決定)の実施を推進するとともに、同ビジョンに基づく施策の実施状況について点検・評価等を行うため、子ども・若者育成支援推進点検・評価会議(以下、「会議」という。)を開催する。

2 構成

- (1) 会議の構成員は、本部長が別に指名する。
- (2) 会議には、構成員の互選により、座長を置く。
- (3) 座長は、会議の議事を整理する。
- (4) 座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
- (5) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (6) 会議は、必要に応じ、部会を開催することができる。

3 議事要旨

座長は、会議の終了後、速やかに、会議の議事要旨を作成し、これを公開する。

4 庶務

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、内閣府特命担当大臣(青少年育成)が別に定める。